

取り抜け方式のイメージ図

取り抜け方式とは

同一日又は同一時期に入札公告する一般競争入札における開札後の事後審査要件であり、先に落札候補者となった者のそれ以降に落札決定する業務の入札を無効とし、他の応札者から順次落札候補者を決定する方式をいう。なお、この無効とは、事後審査（取り抜け方式）の審査対象からはずれることをいう。

また、本図中の落札候補者とは、開札後の事後審査（取り抜け方式）の実施により決定した再度の落札候補者（以下「落札候補者」という。）をいう。

対象

取り抜け方式による競争入札を行う適用対象の業務は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 調達課登録業種及び種目が「屋外施設の維持管理053001公園・緑地等管理」を条件とし、かつ最低制限価格を設ける樹木等管理業務であること。
- (2) 建設局（土木部及び公園緑地部）が発注する入札のうち、同一日又は同一時期に入札公告する一般競争入札であること。

※本イメージ図は、特段の表記がない限り、予定価格と最低制限価格の範囲内の応札を対象としている。

◆通常の場合

条件：下図ではB社とD社は受注可能業務数が2業務。他の会社は1業務。

・取り抜け方式は、調達案件番号順で行う。業務①→業務②→業務③→業務④→業務⑤→業務⑥→業務⑦→業務⑧→業務⑨

開札順 審査順位	業務①	業務②	業務③	業務④	業務⑤	業務⑥	業務⑦	業務⑧	業務⑨
1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	B社（1業務目）	C社	C社	B社（2業務目）	B社	B社	B社	B社
3位	C社	C社	B社	D社（1業務目）	C社	C社	C社	C社	C社
4位	D社	D社	D社	B社	D社	E社	D社（2業務目）	D社	D社
5位	E社	E社	E社	E社	E社	D社	E社	E社	E社
6位	F社	F社	F社	F社	F社	F社	F社	F社	F社
7位	G社	G社	G社	G社	G社	G社	G社	G社	G社
8位	H社	H社	H社	H社	H社	H社	H社	H社	H社
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	確定	確定	確定	確定	確定	確定	確定	確定	確定

※ **赤字**は落札候補者

※ **黄塗**は取り抜けで無効となった者

◆応札者が1者のみの業務があつた場合

条件：下図では全ての会社が受注可能業務数1業務。

・取り抜け方式は、調達案件番号順で行う。業務①→業務②→業務③→業務④→業務⑤→業務⑥

・結果、業務⑥はC社のみの応札者であったため、他の業務に先行して落札候補者とする

・ただし書類審査の結果、C社が不適格となつた場合は、業務⑥は不調とする。業務①から⑤は、業務⑥の結果にかかわらず審査を行う。

開札順 審査順位	業務①	業務②	業務③	業務④	業務⑤	業務⑥
1位	A社	A社	A社	A社	A社	C社
2位	B社	B社	B社	B社	B社	-
3位	C社	C社	C社	C社	C社	-
4位	D社	D社	D社	D社	D社	-
5位	E社	E社	E社	E社	E社	-
6位	F社	F社	F社	F社	F社	-
7位	G社	G社	G社	G社	G社	-
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	-
	確定	確定	確定	確定	確定	先行して確定

※ **赤字**は落札候補者

※ **黄塗**は取り抜けで、**X**は業務⑥を先行して確定したこと無効となった者

◆落札候補者が不在のため、入札を取りやめ（不調）にする場合

条件：下図では全ての会社が受注可能業務数1業務。

・取り抜け方式は、調達案件番号順で行う。業務①→業務②→業務③→業務④→業務⑤→業務⑥

・業務④ 取り抜け方式により落札候補者が不在で、かつ他がすべて最低制限価格未満の場合は、入札が不調となり再度公告となる。

・業務⑤ すべて最低制限価格未満の場合は、入札が不調となり再度公告となる。

・業務⑥ 取り抜け方式により落札候補者が不在となった場合は、入札が不調となり再度公告となる。

開札順 審査順位	業務①	業務②	業務③	業務④	業務⑤	業務⑥
1位	A社	A社	A社	A社	-	A社
2位	B社	B社	B社	B社	-	B社
3位	C社	C社	C社	C社	-	C社
最低制限価格未満	D社	D社	D社	D社	D社	-
	E社	E社	E社	E社	E社	-
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	確定	確定	確定	再度公告	再度公告	再度公告

※ **赤字**は落札候補者

※ **黄塗**は取り抜けで、**緑塗**は最低制限価格未満で無効となった者

◆落札候補者が事後審査（書類）の不適格や辞退により、無効となった場合

条件：下図では全ての会社が受注可能業務数 1 業務。

・取り抜け方式は、調達案件番号順で行う。業務①→業務②→業務③→業務④→業務⑤

取り抜け方式1回目

開札順 審査順位	業務①	業務②	業務③	業務④	業務⑤
1位	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	B社	B社	B社	B社
3位	C社	C社	C社	C社	C社
4位	D社	D社	D社	D社	D社
5位	E社	E社	E社	E社	E社
6位	F社	F社	F社	F社	F社
7位	G社	G社	G社	G社	G社
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
確定	確定	確定	確定	確定	確定

事後審査（書類）



業務①A社、業務④D社が事後審査不適格で無効となる。
業務②B社、業務③C社、業務⑤E社は落札候補者に決定。

開札順 審査順位	業務①	業務②	業務③	業務④	業務⑤
1位	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	B社	B社	B社	B社
3位	C社	C社	C社	C社	C社
4位	D社	D社	D社	D社	D社
5位	E社	E社	E社	E社	E社
6位	F社	F社	F社	F社	F社
7位	G社	G社	G社	G社	G社
8位	H社	H社	H社	H社	H社
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
無効	落札確定	落札確定	落札確定	無効	落札確定

事後審査（取り抜け方式）



落札候補者が決定できなかった業務①及び業務④について再度事後審査を行う。

取り抜け方式 2回目

開札順 審査順位	業務①	業務④
1位	A社	A社
2位	B社	B社
3位	C社	C社
4位	D社	D社
5位	E社	E社
6位	F社	F社
7位	G社	G社
8位	H社	H社
⋮	⋮	⋮
確定	確定	確定

・ A社とD社が事後審査で無効となったので、次順位者を決定する。

・ 既に他の業務で落札候補者となつたものを除き、次順位者を落札候補者とする。
・ F社を業務①の、G社を業務④の落札候補者とする

※ 赤字は落札候補者

※ 黄塗りは取り抜けで、Xマークは事後審査等で無効となつた者